熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度要綱運用規程

制定　令和５年　３月２９日市長決裁

（趣旨）

第１条　この運用規程は、熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和５年３月２９日制定。以下「要綱」という。）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

（制度の目的）

第２条　熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者の円滑な事業展開や拡大を支援するため、国や地方自治体等から補助金交付決定を受けた事業者に対し、必要な資金の円滑な融資を図ることを目的とする。

（融資対象者）

第３条　融資の対象となる者は、要綱第４条に定める要件の他、次の各号に定める要件のすべてに該当するものとする。

⑴ 国又は地方自治体等から補助金の交付決定を受けた中小企業者であること。

⑵ 市内に１年以上住所を有し、かつ１年以上事業を営んでいること。

（融資条件）

第４条　融資条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴ 資金使途　補助金交付までのつなぎ資金又は補助金交付分以外で補助事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（補助金に関する交付決定通知書及び申請書類の写しを提出すること）

⑵ 融資限度額　１事業者につき３，０００万円以内

⑶ 融資期間　７年以内

⑷ 口数　制限なし

⑸ 融資利率　固定年利１．８５パーセント以内

⑹ 返済方法　元金均等返済又は一括返済

⑺ 据置期間　保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り１年以内（ただし、融資期間に含む。）

⑻ 保証料率　保証協会の定めるところによる。

⑼ 連帯保証人　原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

⑽ 担保　原則として徴求しない。

⑾ 信用保証　普通保険または無担保保険によるものとする。

２　取扱期間は、令和５年４月１日から令和５年１２月２８日までに保証協会に保証申込をし、令和６年３月３１日までに融資実行された分までとする。

（融資制度の決済）

第５条　本制度による債務残の決済は認めない。

（申込書等）

第６条　本制度の申込時に必要な書類は、要綱別表２に掲げる提出書類の他、補助金に関する交付決定通知書及び申請書類の写しとする。

（市の必要書類）

第７条　要綱第１１条第１項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

⑴ 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式－１）

⑵ 信用保証委託申込書の写し

⑶ 申込人（企業）概要の写し

⑷ 信用保証依頼書の写し

⑸ 法人　保証人等明細の写し

⑹ 補助金に関する交付決定通知書の写し

（その他）

第８条　この運用規定に定めるもののほか、保証協会の熊本市中小企業補助金活用支援資金融資保証制度要綱による。

附　則

この運用規程は、令和５年４月１日から施行する。